

令和7年度

# 計量検査事業の概要

前橋市共生社会推進課消費生活センター

# 目 次

I	前橋市計量行政の概要	1
1	計量行政の現況	1
2	機構と人員体制	1
(1)	機構	1
(2)	人員	1
(3)	施設	1
II	令和7年度の事業概要	
1	各事業の内容及び実績	2
(1)	計量検査指導事業	2
ア	定期検査	2
(ア)	集合検査	2
(イ)	所在場所検査	3
イ	立入検査	3
(ア)	全国一斉量目立入検査	3
(イ)	燃料油メーター立入検査	4
(ウ)	特定計量器販売事業者立入検査	4
(2)	計量管理運営事業	4
ア	検査機器・器具の維持管理及び更新	4
(ア)	質量標準管理マニュアル	4
(イ)	分銅校正	4～5
(ウ)	基準分銅及び質量比較器の定期点検等	5
イ	計量検査施設の管理	5
ウ	計量関係行政機関の会議・研修参加	5
エ	パブリックスケール	5
オ	計量強調月間	5
カ	夏休みはかりの工作教室	5
2	基準器及び検査設備	5
(1)	基準器	5～6
(2)	実用基準分銅	6
(3)	質量比較器	7
III	参考資料	
	計量法（抄）	8～9

# I 前橋市計量行政の概要

## 1 計量行政の現況

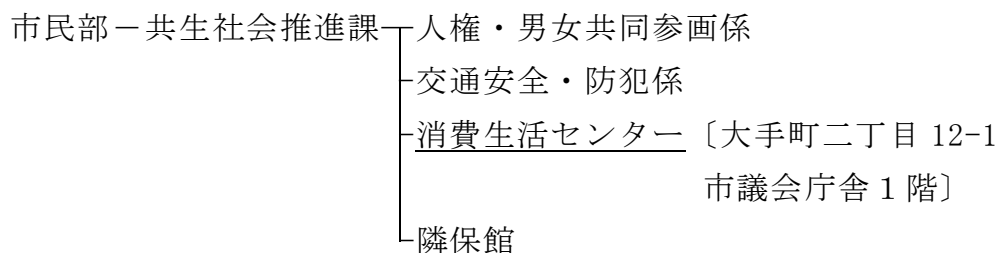
前橋市は、計量法の定めにより「特定市」の指定を受け、はかりの定期検査の推進、商品量目検査及び特定計量器に関する立入検査等を実施し、市内の適正な計量の実施を確保している。

はかりの定期検査に係る業務は、令和元年度から一般社団法人群馬県計量協会に業務委託している。

また、検査基準器の適正な管理・運営及び計量検査所施設の整備に努めるとともにパブリックスケールの設置やイベント等を実施している。

## 2 機構と人員体制

### (1) 機構



### (2) 人員

ア 正規職員 3名 (所長1名・職員2名)

イ 会計年度任用職員 6名 (うち消費生活相談員 5名)

(R7.4.1時点)

### (3) 施設

計量検査所 [総社町二丁目 5-1] (無人)

## II 令和7年度の事業概要

### 1 各事業の内容及び実績

#### (1) 計量検査指導事業

##### ア 定期検査

本市では、定期検査業務については、一般社団法人群馬県計量協会に委託している。

取引及び証明に使用される「はかり」は、2年に1回定期的に都道府県知事または特定市町村長の検査を受けることが計量法第19条第1項で義務付けられている。

商店、製造業者、病院等で検査対象となる計量器について、市内を2分割して隔年（奇数年においては、城南支所及び各市民サービスセンターの所管区域、偶数年においては、本庁管内区域及び大胡、宮城、粕川、富士見支所管内区域を検査対象）で検査の実施を推進し、適正な計量の実施の確保に努めている。

##### (ア) 集合検査

市民サービスセンター（公民館）等を会場として、持ち運び可能な計量器を所有している事業所等を対象に、定期検査を実施している。

なお、令和7年度は実施されていない。（下記 注）参照）

検査内訳	日数	事業所数(戸)			検査数(個)			不合格理由
		総数	不合格数	不合格率(%)	総数	不合格数	不合格率(%)	
令和4年 10～11月	10日	238	7	2.94	689	7	1.02	器差不良等
令和5年 2～3月	13日	393	7	1.78	890	7	0.79	器差不良等
令和6年 10～11月	10日	227	7	3.01	675	8	1.19	器差不良等
令和7年 2～3月	13日	366	8	2.19	783	10	1.28	器差不良等

注) 偶数年度10～11月に、本庁管内、大胡・宮城・粕川・富士見支所管内を実施。

偶数年度2～3月に、城南支所及び各市民SCの管内(奇数年地域)を実施。

(追加検査含)

(イ) 所在場所等検査

大型計量器若しくは固定されていて持ち運びが困難な計量器又は精度が高い計量器については、現地に出張して定期検査を実施している。

検査内訳	日数	事業所数(戸)			検査数(個)			不合格理由
		総数	不合格数	不合格率(%)	総数	不合格数	不合格率(%)	
令和3年度	74日	294	23	7.82	1,692	32	1.89	器差不良等
令和4年度	29日	158	4	2.53	644	9	1.40	器差不良等
令和5年度	78日	317	20	6.31	1,731	32	1.85	器差不良等
令和6年度	41日	167	9	5.39	676	9	1.33	器差不良等
令和7年度	89日	342	26	7.60	1,786	37	2.07	器差不良等

注) (持込検査含)

イ 立入検査

計量器の不正使用の防止と商品量目の適正化を図るため、計量法第148条の規定に基づく立入検査を行っている。

(ア) 全国一斉量目立入検査

検査内訳	日数	事業所数(戸)			検査数(個)			不合格理由
		総数	不合格数	不合格率(%)	総数	不合格数	不合格率(%)	
令和3年度	15日	51	15	29.41	611	33	5.40	風袋量の設定誤り等
令和4年度	11日	38	3	7.89	506	6	1.19	風袋量の設定誤り等
令和5年度	13日	43	6	13.95	540	15	2.78	風袋量の設定誤り等
令和6年度	12日	37	2	5.41	531	6	1.13	風袋量の設定誤り等
令和7年度	10日	38	2	5.26	531	6	1.13	風袋量の設定誤り等

(イ) 燃料油メーター立入検査

検査内訳	事業所数(戸)			検査数(個)			不 合 格 理 由
	総数	不 合 格 数	不 合 格 率(%)	総数	不 合 格 数	不 合 格 率(%)	
令和3年度	16	0	0	44	0	0	—
令和4年度	23	0	0	35	0	0	—
令和5年度	15	0	0	63	0	0	—
令和6年度	11	0	0	30	0	0	—
令和7年度	11	0	0	16	0	0	—

※前回調査後有効期限切れ及び有効期限の近いメーターの所有者を調査対象。

(ウ) 特定計量器販売事業者立入検査

検査内訳	日数	事業所数(戸)			不 適 正 理 由
		総数	不 適 正 数	不 適 正 率(%)	
令和3年度	9日	16	3	18.75	遵守事項の不徹底等
令和4年度	11日	30	6	20.00	遵守事項の不徹底等
令和5年度	24日	15	4	26.67	遵守事項の不徹底等
令和6年度	13日	13	5	38.46	遵守事項の不徹底等
令和7年度	22日	15	3	20.00	届出事項との相違等

※市内の地域毎に5年程度の期間をおいて実施。

(2) 計量管理運営事業

検査基準器の適正な管理・運営、計量検査所施設の整備、その他計量行政機関相互の連携と業務の適正化を目的として、次の事業を実施している。

ア 検査機器・器具の維持管理及び更新

(ア) 質量標準管理マニュアル

分銅校正、定期検査に使用される分銅等の管理にあたり、施設や管理方法も含め具体的細則を定め、国立研究開発法人産業技術総合研究所の承認を受けている。

(イ) 分銅校正

定期検査に使用される実用基準分銅（委託先へ貸借）について、年1回検査と調整を実施している。校正業務についても群馬県計量協会に委託して

いる。なお、実用基準分銅とは、基準分銅と同等以上の精度に調整され、一定の構造条件を満たした分銅をいう。

(ウ) 基準分銅及び質量比較器の定期点検

基準分銅は、主に分銅校正に使用。特級は産業技術総合研究所へ、1級以下のクラスは群馬県計量検定所にて、定期的(3～5年の有効期限毎)に基準器検査を受け、精度の維持に努めている。

イ 計量検査施設の管理

保有している検査機器や器具の保管や調整にあたっては、温度変化や振動の影響が少ない環境が必須となるため、計量検査所では基準天びん室をはじめ特殊設備を備えており、適切な維持管理が必要となる。

ウ 会議及び研修の参加

計量関係行政機関（国・都道府県）の会議・研修等に参加することにより、職員の計量知識・技術を向上させ、適正な計量行政の持続と推進を図る。

エ パブリックスケール（公衆面前計量はかり）の設置及び管理

パブリックスケールは、消費者が購入した商品をお店で計量できるようにすることで、計量制度に対する意識の向上と、より適正な計量取引を実現させ、市民の消費生活を保護することを目的として、市内のスーパー、デパート等に設置している。平成5年度から設置を始め、現在11店舗となっている。

オ 計量強調月間（11月）及び計量記念日（11月1日）における啓発

市本庁舎1階ロビーでパネル展を実施し、計量啓発用パンフレットやウェットティッシュを配布。その他、市有施設で啓発ポスター掲示。

カ 「夏休みはかりの工作教室」の実施（R7.7.31（木））

群馬県計量検定所と共催で、市内の小学3年生～6年生（弟妹の場合は1.2年生も可）12名を対象に牛乳パックを使用した工作教室を実施。

2 基準器及び検査設備

(1) 基準器

区分	種類	型式又は能力	数量
分銅	特級基準分銅	20kg～1mg	1組(30個)
		10kg～1mg	1組(28個)
	一級基準分銅	10kg～1mg	1組(30個)
		1kg～1g	1組(15個)
		5kg～1mg	1組(29個)

	二級基準分銅	20kg	65個
	三級基準分銅	1kg～100g	1組(7個)
		2kg～10g	1組(13個)
		1kg～100g	1組(7個)
		2kg～50g	1組(10個)
		1kg～100g	1組(6個)
		20kg、10kg、5kg、2kg、1kg	各2個(10個)
体積基準器	液体メーター用 基準タンク	全量10.4リットル	1個
		全量10.2リットル	2個
		全量5.1リットル	1個

(2) 実用基準分銅

種類	能力(表す質量)	形状	数量
一級実用基準分銅	1kg～10mg	円等型、板状	1組(21個)
	2kg～1mg	円等型、板状	1組(29個)
二級実用基準分銅	20kg	枕型	100個
	20kg	環(鎖)付	1個
	10kg	枕型	17個
	10kg	環(鎖)付	1個
	5kg	枕型	2個
	5kg	環(鎖)付	1個
	2kg	枕型	1個
	2kg	環(鎖)付	1個
	1kg	枕型	2個
	1kg	環(鎖)付	1個
	2kg～50g	増おもり型	1組(9個)
	1kg～50g	増おもり型、円筒型	1組(8個)
三級実用基準分銅	70kg	バケット型	1個

(3) 質量比較器

型式	能力 (ひょう量)	目量	個数
AT21	22g	0.001mg	1台
XPR205V	220g	0.01mg	1台
AT1004	1,109g	0.1mg	1台
LC5101S	5,100g	1mg	1台
MCM60K2	64kg	10mg	1台

※MCM60K2は、R5年度に旧器種（CC30001）が動作不良のため入替。

XPR205Vは、R7年度に旧器種（AT201）が動作不良のため入替。

### Ⅲ 参考資料

#### 計量法（抄）

第十条 物象の状態の量について、法定計量単位により取引又は証明における計量をする者は、正確にその物象の状態の量の計量をするように努めなければならない。

2 都道府県知事又は政令で定める市町村若しくは特別区(以下「特定市町村」という。)の長は、前項に規定する者が同項の規定を遵守していないため、適正な計量の実施の確保に著しい支障を生じていると認めるときは、その者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(定期検査)

第十九条 特定計量器(第十六条第一項又は第七十二条第二項の政令で定めるものを除く。)のうち、その構造、使用条件、使用状況等からみて、その性能及び器差に係る検査を定期的に行うことが適当であると認められるものであって政令で定めるものを取引又は証明における法定計量単位による計量に使用する者は、その特定計量器について、その事業所(事業所がない者にあつては、住所。以下この節において同じ。)の所在地を管轄する都道府県知事(その所在地が特定市町村の区域にある場合にあつては、特定市町村の長)が行う定期検査を受けなければならない。

(指定定期検査機関)

第二十条 都道府県知事又は特定市町村の長は、その指定する者(以下「指定定期検査機関」という。)に、定期検査を行わせることができる。

2 都道府県知事又は特定市町村の長は、前項の規定により指定定期検査機関にその定期検査の業務(以下この章において「検査業務」という。)の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該検査業務の全部又は一部を行わないものとする。

(定期検査の実施時期等)

第二十一条 定期検査は、一年以上において特定計量器ごとに政令で定める期間に一回、区域ごとに行う。

2 都道府県知事又は特定市町村の長は、定期検査を行う区域、その対象となる特定計量器、その実施の期日及び場所並びに前条第一項の規定により指定定期検査機関にこれを行わせる場合にあつては、その指定定期検査機関の名称をその期日の一月前までに公示するものとする。

3 疾病、旅行その他やむを得ない事由により、実施期日に定期検査を受けることができない者が、あらかじめ、都道府県知事又は特定市町村の長にその旨を届け出たときは、その届出に係る特定計量器の定期検査は、その届出があつた日から一月を超えない範囲内で都道府県知事又は特定市町村の長が指定する期日に、都道府県知事又は特定市町村の長が指定する場所で行う。

(立入検査)

第百四十八条 経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、届出製造事業者、届出修理事業者、計量器の販売の事業を行う者、指定製造者、特殊容器輸入者、輸入事業者、計量士、登録事業者又は取引若しくは証明における計量をする者の工場、事業場、営業所、事務所、事業所又は倉庫に立ち入り、計量器、計量器の検査のための器具、機械若しくは装置、特殊容器、特定物象量が表記された特定商品、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定検定機関、特定計量証明認定機関又は指定校正機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 都道府県知事又は特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

## 計量法施行令

(特定市町村)

第四条 法第十条第二項の政令で定める市町村又は特別区(以下「特定市町村」という。)は、別表第一のとおりとする。

### 別表第一(第四条関係)

(平一一政三八五・全改、平一二政二二一・平一二政四一七・平一二政四四七・平一二政五一七・平一三政三二五・平一三政三九七・平一四政三二七・平一六政五六・平一八政一九九・平一九政三三九・平二七政三〇・平二九政二八六・一部改正)

一 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市

二 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市

三 小樽市、室蘭市、釧路市、帯広市、苫小牧市、弘前市、会津若松市、日立市、市川市、松戸市、高岡市、上田市、岡谷市、半田市、豊川市、津市、守口市、門真市、伊丹市、今治市及び新居浜市